

常時同時配信の準備状況について

2019年9月11日
日本放送協会

N H K インターネット活用業務実施基準（素案） 意見募集について

- 実施期間： 9月11日（水）午前10時～10月4日（金）午後6時
- N H K オンラインに「ご意見募集」のページを開設
（ご意見募集のページ）
<http://www.nhk.or.jp/mediaplan/goikenboshu/index.html>
- インターネット（専用メールフォーム）・郵便で受け付け
 - ご意見は2,000字以内

実施基準（素案）の構成

- 第1部 総則
- 第2部 インターネット活用業務に関する通則
- 第3部 2号受信料財源業務
- 第4部 2号有料業務
- 第5部 3号受信料財源業務
- 第6部 3号有料業務
- 第7部 共通事項
- 第8部 インターネット活用業務に係る区分経理等
- 第9部 有料業務に関する共通事項
- 附則

インターネット活用業務に関する通則

- 業務実施にあたっての基本原則【第4条】
- 毎年度の業務の実施計画の策定・届出・公表【第7条】
- 実施状況の評価【第8条】
 - 実施計画の実施状況の評価（毎年度）
 - インターネット活用業務の実施状況の評価（少なくとも3年ごと）
- インターネット活用業務審査・評価委員会に関する規定の整備【第9条】
 - ネット活用業務における適切性確保に資するため、会長の諮問機関として設置
 - 実施計画の策定、実施状況の評価、競合事業者等の苦情等への対応【第35条】にあたっては委員会の見解を求めてそれを尊重
 - 委員会の規程、議事概要等の資料は協会のウェブサイトで公表
- 公益性の観点から積極的な実施が求められる業務への取り組み
 - 次の業務に関し、具体的取り組みの内容や費用の取り扱い等を規定（費用については後述）
 - ✓ 放送法上の努力義務（地方向け放送番組の提供、他の放送事業者が行う業務への協力）への対応【第10条】
 - ✓ ユニバーサル・サービスへの取り組み【第11条】
 - ✓ 国際インターネット活用業務【第12条】

2号受信料財源業務：常時同時配信・見逃し番組配信

- 総合テレビ、Eテレの常時同時配信、見逃し番組配信を実施【第13・14条】
- 地方向け放送番組の常時同時配信は、技術面・費用面で合理的に可能な範囲で、当該番組の放送対象地域に限定【第14条】
 - 設備整備が完了していない地域では、南関東（埼玉・千葉・東京・神奈川）で放送する番組または当該地域を含む地方の拠点放送局が放送する番組を配信
- 利用者に対価を求めることなく実施【第15条】
- 常時同時配信の画面上に、契約確認のための情報提供を求めるメッセージを表示
- 受信契約の確認のための情報を提供した受信契約者にIDを付与し、速やかにメッセージを消去
- IDは受信契約者・同一生計の家族が利用可能（同時利用の上限は、実施計画・利用規約で明示）
 - ID登録申請と認証の流れ（次ページ参照）
- 受信契約と照合の結果契約が確認できない場合や利用規約に反する利用があった場合には、サービス提供を中止することがある
- 災害時など迅速に情報提供すべき場合には、臨時かつ一時的に、常時同時配信のメッセージを非表示とする措置を講ずることがある
- 利用申込み促進のため、臨時かつ一時的に、常時同時配信のメッセージを非表示とし、見逃し番組配信を利用可能とする措置を講ずることがある（時間・回数限定）

常時同時配信・見逃し番組配信の利用申込み・認証について

- 利用申込みの時点でメッセージが消え、常時同時配信と見逃し番組配信の両方を利用できる
- 受信契約照合後、契約住所に送付されるハガキに記載の確認コードを入力することで、ID登録が完了する
- 受信契約が確認できない場合は、常時同時配信に再びメッセージが表示され、見逃し番組配信も利用できなくなる

① 同時配信 & 見逃し番組配信を知る

便利
そうだな

この番組はPC・スマホ
から一週間の見逃し配信...

受信契約者 A さんの
世帯

登録
しようよ!

PC・スマホ
から一週間の
見逃し配信を
視聴頂けます

② NHKサイト・アプリ (PC・スマホ) を見てみると...

同時配信の画面上にメッセージ
見逃し番組配信は利用できない



または
アプリを
ダウンロード

④ 受信契約の登録住所に ハガキが届く



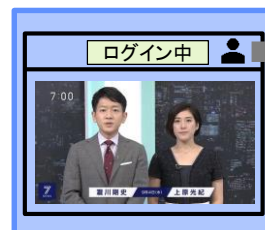
- 受信契約者の住所に届く
 - 契約者本人が確認手続きを行う
- 以上をもって本人同意とみなす

本人確認・なりすましの防止

受信契約照合

⑤ 確認コード入力でID登録完了

二次元コードあるいは
NHKオンラインから
ID・パスワードでログイン



確認コードを入力

送信

ID登録完了

※登録完了しない場合
一定期間後に、②の
サービス制限状態へ

③ 利用申込み ⇒ 利用開始

申込み画面

規約同意

入力してください

- メールアドレス
 - 受信契約者氏名
 - 住所
 - 電話番号 (任意)
 - お客様番号 (任意)
- 設定してください
- ログインID
 - パスワード 等

利用申込み

利用規約



受信契約者が
利用申込み



申し込むと

- 画面のメッセージが消える
- 見逃し番組配信も利用できる

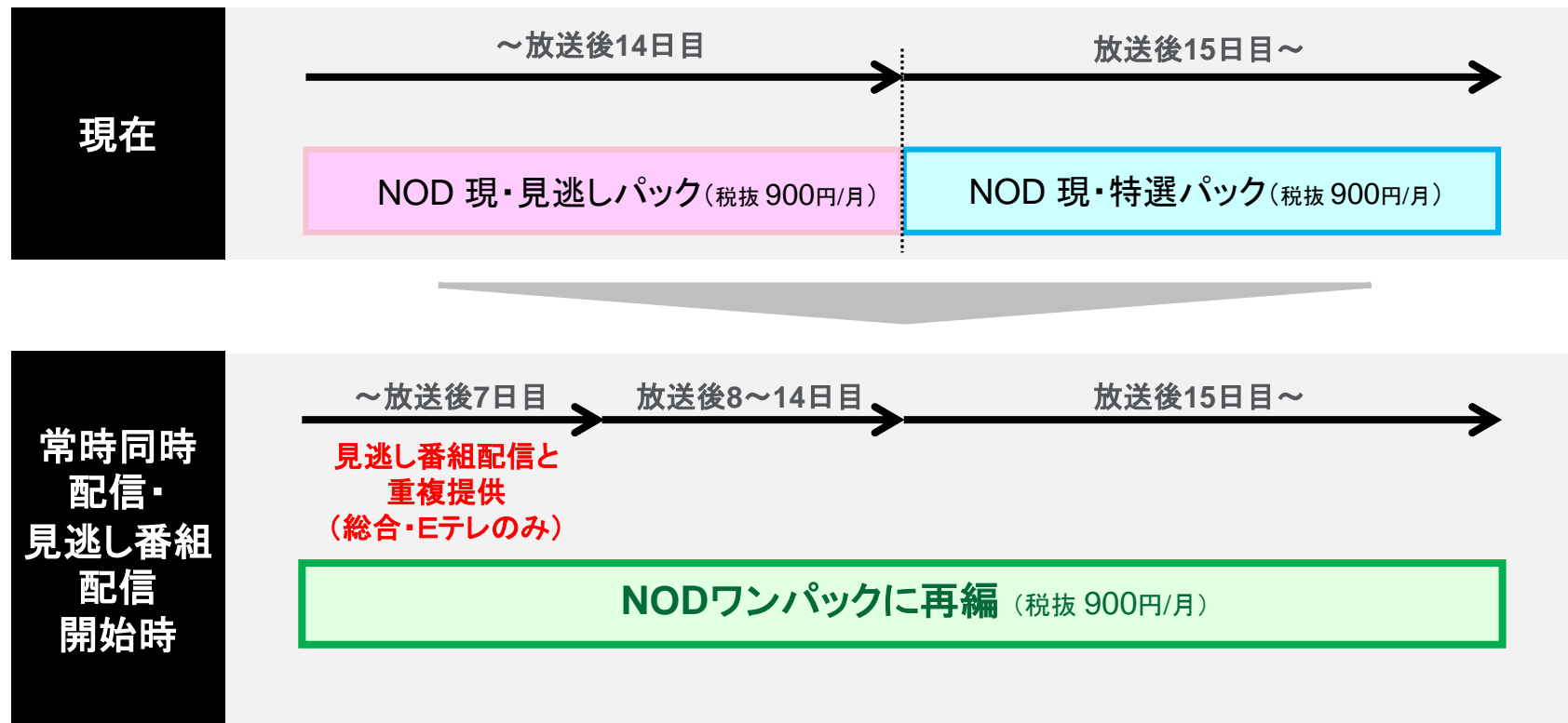
1つのIDで受信契約者と
その家族 (同一生計) が
利用可能

同時視聴には上限設定
※上限は実施計画・規約で明示



NHKオンデマンド（NOD）のサービス変更

- 常時同時配信・見逃し番組配信開始とともに、NOD では見逃し・特選の区分を見直し、より魅力あるワンサービスとして再構築する。



放送後7日目まで、受信料財源により実施する見逃し番組配信で配信する番組（総合テレビ・Eテレ）の一部をNODでも重複提供する。
 重複提供にあたっては、サービスの利用者とその旨を明示すること等により利用者の利益や関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

2号受信料財源業務：費用の管理①

● 基本的な考え方

- インターネット活用業務の実施にあたっては、費用の抑制的な管理に努める。
- 法令や社会の要請等に応えるために積極的に実施することが求められる業務については、個別に費用管理を行う。

「基本的業務」

⇒上限「2.5%」を守り
抑制的に管理

常時同時配信等業務
(*)

それ以外
(NHKオンライン
などの既存業務)

「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」

⇒個別に上限を設定して費用を管理

① 放送法上の努力義務
〔地方向け番組の提供
民放業務への協力〕

② ユニバーサル・
サービス

③ 国際インター
ネット活用業務

④ オリンピック・
パラリンピック
東京大会
(2020年度のみ)

(*) 地上テレビの常時同時配信・
見逃し番組配信業務

2号受信料財源業務：費用の管理②

- 基本的業務【第17条】
 - 上限「2.5%」を守り、抑制的に管理。
 - 常時同時配信・見逃し番組配信の一層の充実を図る一方、費用の見直しを継続し、上限の範囲内に収めていく。
 - 大規模災害時など、想定を大きく超える利用により配信経費等が増大したときは、上限を超えて業務を実施する場合がある。その場合、予算の流用について経営委員会の議決を経たうえで、超過の理由等を公表。
- 公益性の観点から積極的な実施が求められる業務
 - 「基本的業務」の上限とは別に費用を抑制的に管理。
 - 各業務を積極的に実施していくために必要な費用を適切に見積もるとともに、効率的な実施に努めていく。
- 実施基準を令和5（2023）年度末までに見直すこととしていること（附則第7条）を踏まえ、現時点で見込まれる2023年度までの費用を試算し、上限を設定。
- 放送番組等の点検と提供の終了【第18条】
 - 費用の抑制的な管理を実行し、業務が膨らまないようにするため、コンテンツは、社会的意義を踏まえて点検し、必要性がなくなったものは提供を終了。

2号受信料財源業務：費用の管理③

● 「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」の内容と費用

① 改正放送法上の努力義務関係【第10条】

【基本的な考え方】 地方向けの放送番組の早期提供と、民放のインターネット業務への協力のための取り組みを実施。具体的な取り組みの内容は、各年度の実施計画で明示。

【対象とする費用】 地方向け放送番組の早期提供のための拠点放送局における設備整備、民放との連携・協調に資する取り組みのための費用が対象。（上限は28億円）

② ユニバーサル・サービス関係【第11条】

【基本的な考え方】 ユニバーサル・サービスの実施に先導的な役割を果たすため、インターネットを活用して先進的な取り組みを実施。具体的な取り組みの内容は、各年度の実施計画で明示。

【対象とする費用】 字幕・解説音声・手話CGなど、情報の自動生成等の技術を活用してインターネットのみで行う情報の提供に要する費用が対象。（上限は7億円）

③ 国際インターネット活用業務関係【第12条】

【基本的な考え方】 インターネットによる国際的な情報発信をめぐる状況が大きく変化していること、インターネット配信は放送に比べて多言語への対応が容易で、視聴環境の整備にかかる費用も放送に比べて低廉であること等を踏まえ、日本の魅力の発信、在留・訪日外国人に向けた情報発信をNHKとして積極的かつ効率的・効果的にネット発信を実施。具体的な取り組みの内容は、各年度の実施計画で明示。

【対象とする費用】 ラジオ・テレビ国際放送番組・理解増進情報のインターネット提供に要する費用が対象。（上限は35億円）

④ 2020オリンピック・パラリンピック東京大会関係【附則第3条】

【基本的な考え方】 日本国内で開催されるナショナル・イベントに際し、開催国の放送局としてデジタルサービスに積極的に取り組む。具体的な取り組みの内容は、2020年度の実施計画で明示。

【対象とする費用】 競技・聖火リレーの中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供に要する費用が対象。（上限は20億円）

インターネット活用業務に係る区分経理等①

● 区分経理等【第42条】

- 放送法施行規則に従って費用を区分経理
- 費用の整理にあたっては、インターネット活用業務の費用として特定できるものは直課、複数の業務に係る経費は適正な配賦基準により配賦
- 業務ごとに費用を整理し、各年度の開始前と終了後に費用明細表を作成
- 費用明細表（次ページ参照）
 - 年度開始前は実施計画に添付し、年度終了後は財務諸表の説明書に記載
- 区分経理の実施の適正を確保するための措置として、インターネット活用業務の費用の経理について、第三者による監査・検証等を実施（会計監査人による監査等）

その他の事項（附則）

- 今年度中のサービス【附則第2条】
 - 認証に係る措置の円滑な実施に資するよう、設備への負荷等を確認するために、2019年度中は総合・Eテレの同時配信を一日あたり17時間程度実施
(開始時期は実施計画で明示)
- 2020オリンピック・パラリンピック東京大会期間中の取り組み【附則第3条】
 - 常時同時配信のメッセージを非表示、見逃し番組配信を一般に利用可能に
 - 具体的内容は、令和2（2020）年度の実施計画で明示
- 事業所契約の取り扱い【附則第5条】
 - 当分の間、常時同時配信・見逃し番組配信を利用できないものとする
- 実施基準の見直し【附則第7条】
 - 業務の実施状況等を勘案し、遅くとも令和5（2023）年度末までに必要な見直しを実施